

別紙

諮問第1601号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇マンション（建築敷地の地名地番：〇〇区〇〇〇-〇-〇）（以下「本件建築物」という。）に係る東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく標識について東京都都市整備局市街地建築部調整課で一体のファイルに編綴されている文書一式」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年9月17日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、別表に掲げる本件対象公文書1から5までを特定し、本件対象公文書1から4までについては、条例7条2号、3号又は4号に該当する情報を、本件対象公文書5については、条例7条2号又は3号に該当する情報を、それぞれ非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和4年2月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年3月18日に実施機関から理由説明書を收受し、令和5年5月30日（第237回第一部会）から同年6月30日（第238回第一部会）まで、2回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう  
に判断する。

### ア 標識設置届等について

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和53年東京都条例第64号。以下「紛争予防条例」という。）5条1項は、建築主は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣関係住民に建築に係る計画の周知を図るため、当該建築敷地の見やすい場所に、標識を設置しなければならない旨規定している。また、同条2項は、標識を設置したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない旨規定しており、建築主は、標識設置届、案内図、標識設置位置図及び標識設置状況の写真を東京都（以下「都」という。）に提出している。

また、建築計画を変更したときは、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年東京都規則第159号。以下「紛争予防条例施行規則」という。）7条の規定に基づき、標識の当該記載事項の訂正が義務付けられるとともに、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する取扱要綱（平成11年5月14日付10都市建紛第516号）5条に基づき、標識設置届の訂正（変更）が義務付けられており、建築主は、建築主が保有する標識設置届（控）を訂正し、変更後の標識設置状況の写真とともに都に持参して提出している。なお、標識設置届（控）に訂正事項を記載する場所が不足した場合は、建築主は「標識設置届（変更）」を新たに作成し、都に提出している。

### イ 本件対象公文書について

本件対象公文書1は、本件建築物の建築主（以下「本件建築主」という。）が、紛争予防条例5条2項の規定により、平成22年7月1日に都に提出した「標識設置届」である。

標識設置届には、本件建築主の住所・氏名、その連絡先の所属・氏名・電話、建築物の名称、設計者住所・氏名・電話、施工者住所・氏名・電話、建築敷地の位置

(地名地番・用途地域)、主要用途、工事種別、計画に係る建築物(高さ・階数・構造・基礎工法)、敷地面積、建築面積、延べ面積、着工予定、完了予定及び紛争予防条例施行規則5条1項各号に掲げる手続のうち、最初に行おうとするものの根拠規定等が記載されている。なお、標識設置後に建築計画を変更する場合は、都の窓口において、変更箇所を手書きにより訂正し、訂正日、訂正内容及び訂正を行った担当者の所属・氏名(押印)を備考欄に記載している。

本件対象公文書2から4までは、標識設置届を訂正する必要性が生じたが訂正のための記載場所が不足した場合において、都に提出された「標識設置届(変更)」であり、平成25年11月1日、平成28年4月18日、平成30年9月7日の計3回、提出されている。

本件対象公文書5は、標識設置届の提出及び記載内容の訂正の際に都に併せて提出する「標識設置状況の写真」である。標識設置届の裏面に標識設置状況の写真を添付することもできるが、本件については、別紙として、当初届出時点及び第1回から第30回までの各変更時点の標識の写真が提出されている。標識の題名は「建築計画のお知らせ」で、建築物の名称、建築敷地の地名地番、建築物の概要(用途・敷地面積・建築面積・延べ面積・構造・基礎工法・階数・高さ)、着工予定、完了予定、建築主(住所・氏名)、設計者(住所・氏名)、施工者(住所・氏名)、標識設置年月日並びに連絡先(担当)及び電話等が記載されている。

#### ウ 本件一部開示決定及び本件非開示情報の非開示妥当性について

実施機関は、別表に掲げる本件対象公文書1から5までのうち、本件非開示情報1から4までについて、それぞれ同表に掲げる非開示理由に該当するとして、これらの部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

#### (ア) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

本件非開示情報1は、本件対象公文書1から5までに記載された個人の氏名(法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は除く。)である。

審査請求人は、建築基準法(昭和25年法律第201号)93条の2の規定に基づ

く建築計画概要書に記載され、紛争予防条例の規定に基づき標識において公にされる情報については、条例7条2号ただし書イに定める「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、開示しなければならないと主張する。また、審査請求人が別途東京都知事（環境局）に開示請求して取得した本件建築物の緑化計画書では本件建築主の氏名が開示されており、本件一部開示決定においても本件建築主の氏名の情報を開示するべきであると主張する。

この主張に対し、実施機関は、本件建築物に係る建築確認は、平成〇年〇月〇日付けの東京都建築審査会の裁決により取り消されており、同審査会会長から東京都知事に当該取消処分に係る通知がなされた日以降、本件建築物に係る建築計画概要書は閲覧に供されておらず、また、本件開示請求時点から本件一部開示決定時点までの間において、本件建築物の建築敷地に設置された標識には、本件非開示情報1に該当する個人の氏名は記載されていないと説明する。

審査会が事務局職員をして実施機関に更に確認させたところ、実施機関の上記説明のとおりであることが確認された。また、本件建築主の氏名のうち、本件非開示情報1として非開示としたものについては、法人登記の内容を確認し、当該氏名が記載されていないことを確認した上で本件一部開示決定を行ったとの説明を受けた。

このことを踏まえると、本件非開示情報1は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であることから、条例7条2号本文に該当し、また、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから同号ただし書イに該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないので、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報2の非開示妥当性について

本件非開示情報2は、本件対象公文書1から4までに押印された法人の印影である。

当該情報は、その内容から、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、

条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報3の非開示妥当性について

本件非開示情報3は、本件対象公文書1から4までの備考欄に記載された個人の印影及び署名である。

個人の印影については、その内容から、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、条例7条4号に該当し、非開示が妥当である。また、個人の署名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいづれにも該当しないことから、非開示が妥当である。

(エ) 本件非開示情報4の非開示妥当性について

本件非開示情報4は、本件対象公文書1から5までに記載された、公になっていない法人の電話番号である。

審査請求人は、標識に記載された電話番号について、標識は建築敷地に設置され、公にされており、条例7条3号に該当することはないから、開示しなければならないと主張する。

この主張に対し、実施機関は、本件開示請求時点から本件一部開示決定時点までの間において、建築敷地に設置された標識には、本件非開示情報4に該当する法人の電話番号は記載されていないと説明する。

審査会が事務局職員をして、当該法人のホームページ等を確認させたところ、本件非開示情報4に該当する電話番号で、一般に公開されているものは確認できなかった。

このことから、本件非開示情報4は、当該法人が限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められることから、条例7条3号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表 本件対象公文書及び本件非開示情報

本件対象公文書	本件非開示情報		
	非開示部分		非開示理由
1. 平成22年7月1日付け「標識設置届」 ※平成25年4月1日までの変更内容も記載	個人の氏名（法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は除く。）	1	7条2号
2. 平成25年11月1日付け「標識設置届(変更)」 ※平成28年2月16日までの変更内容も記載			
3. 平成28年4月18日付け「標識設置届(変更)」 ※平成30年7月24日までの変更を記載したもの	法人の印影	2	7条4号
4. 平成30年9月7日付け「標識設置届(変更)」 ※令和3年4月2日までの変更内容を記載	個人の印影及び署名	3	7条2号 7条4号
	公になっていない法人の電話番号	4	7条3号
5. 標識の写真（当初届出時点及び第1回から第30回までの各変更時点の標識の写真）	個人の氏名（法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は除く。）	1	7条2号
		公になっていない法人の電話番号	4